

# 山口県報

平成28年  
3月31日  
(木曜日)

## 目 次

○規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県規則第三十二号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

### 目次中

「第四目 スポーツ交流まちづくり拠点施設(第三十五条の五―第三十五条の七)」

第五目 美術館(第三十五条の八―第三十五条の十二)

第六目 県民文化ホール(第三十五条の十三―第三十五条の十五)

第七目 芸術村(第三十五条の十六―第三十五条の十八)

第八目 県民芸術文化ホール(第三十五条の十九―第三十五条の二十一)

「第一目 消費生活センター(第四十四条―第四十六条)」

第二目 県民活動支援センター(第四十六条の二―第四十六条の四)

第三目 交通安全学習館(第四十七条―第四十七条の三)

第四目 男女共同参画相談センター(第四十七条の四・第四十七条の五)

第五目 大内寮(第四十七条の五の二―第四十七条の五の四)

第六目 動物愛護センター(第四十七条の五の五―第四十七条の五の七)

第七目 自然公園施設(第四十七条の六―第四十七条の八)

第八目 自然観察公園(第四十七条の八の二―第四十七条の八の四)

「第一目 県民活動支援センター(第四十四条―第四十六条)」

第二目 交通安全学習館(第四十七条―第四十七条の三)

第三目 男女共同参画相談センター(第四十七条の四・第四十七条の五)

第四目 大内寮(第四十七条の五の二―第四十七条の五の四)

第五目 動物愛護センター(第四十七条の五の五―第四十七条の五の七)

第六目 自然公園施設(第四十七条の六―第四十七条の八)

第七目 自然観察公園(第四十七条の八の二―第四十七条の八の四)

「第七款 農林水産部に属する出先機関」を

「第七款 スポーツ文化部に属する出先機関」を

「第一目 スポーツ交流まちづくり拠点施設(第七十五条の五―第七十五条の七)」

条の七)

第二目 美術館(第七十五条の八―第七十五条の十二)

第三目 県民文化ホール(第七十五条の十三―第七十五条の十五)

第四目 芸術村(第七十五条の十六―第七十五条の十八)

第五目 県民芸術文化ホール(第七十五条の十九―第七十五条の二十)

一)

第八款 農林水産部に属する出先機関

「第九款 削除」 「第十款 削除」

「第八款」を「第九款」に、第十款 削除 を 第十一款 削除 に改める。

「第十一款 削除」 「第十二款 削除」

第八条第一項の表総務部の部学事文書課の項中「学事宗務班 大学・公益法人班」を「学事宗務班」に、「私学振興班」を「私学振興班 大学班」に改め、同表総合企画部の部中山間地域づくり推進課の項中「交流推進班」を「交流推進班 やまぐち暮らし創造班」に改め、同部国際課の項及びスポーツ・文化局の項を削り、同表環境生活部の部県民生活課の項中「総務企画班 消費生活班」を「総務企画班」に改め、同表健康福祉部の部ねりんピック推進室の項を削り、同表商工労働部の部観光振興課の項及び交通政策課の項を削り、同部の次に次のように加える。

観光政策課	観光プロジェクト推進室	交通政策課	国際課	スポーツ推進課	文化振興課	歴史編さん室
総務企画班 観光政策班 連携・国際班	幕末維新プロジェクト班 デザイン・シヨンキャンペーン班	地域交通班 空港利用促進班		地域スポーツ班 競技スポーツ班	地域文化班 文化環境班	

第八条第一項の表農林水産部の部農林水産政策課の項中「資源活用推進班」を「鳥獣被害対策班」に改め、同表土木建築部の部都市計画課の項の次に次のように加える。

全国都市緑化 フェア推進室
------------------

第八条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の中欄に掲げる分室を置き、これらの分室にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課	分室	班
防災危機管理課	消防防災航空センター	
県民生活課	消費生活センター	消費者政策班 消費者教育・相談班
国際課	旅券センター	

第八条第三項中「商政課」の下に「観光政策課」を加える。

第九条第一項の表総務部の部人事課の項第三号中「職階制」を削り、同項第四号中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価及び研修」に改め、同部学事文書課の項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

観光	ス	ポ	ツ	文
観光政策課	観光プロモーション推進室	交通政策課	国際課	進推
一 観光に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 旅行者の登録、監督及び指導に関すること。 三 外国人観光客の誘致、宣伝及び受入れ体制の整備に関すること。 四 一般社団法人山口県観光連盟及び一般社団法人山口県物産協会に関すること。	一 国内観光客の誘致及び宣伝に関すること。 二 観光施設及び観光資源に関すること。 三 物産の振興に関すること。	鉄道、海運、バス、航空その他交通運輸に係る施策の企画及び調整に関すること。	一 国際交流に関する事業の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。 二 国際交流に関する情報の収集及び提供に関すること。 三 東アジア地域との交流に関すること。 四 国際協力及び在外県人会に関すること。	一 スポーツの推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 二 スポーツ交流まちづくり拠点施設に関すること。 三 体育関係団体（学校体育関係団体を除く。）の連絡及び調整に関すること。 四 体育関係法人（学校体育関係法人を除く。）に関すること。

十六 大学との連絡調整に関すること。  
十七 公立大学法人山口県立大学に関すること。  
第九条第一項の表総合企画部の部国際課の項から歴史編さん室の項までを削り、同表環境生活部の部県民生活課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、同表健康福祉部の部ねんりんピック推進室の項を削り、同表商工労働部の部商政課の項第一号中「観光」を削り、同部観光振興課の項及び交通政策課の項を削り、同部の次に次のように加える。

部 化	
室んさ編史県	課 興 振 化 文 課
県史の編さんに関する企画及び総合調整に関すること。	五 山口県スポーツ推進審議会に関すること。 一 地域文化の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 二 芸術文化に関すること。 三 著作権に関すること。 四 美術館、県民文化ホール、芸術村及び県民芸術文化ホールに関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部農林水産政策課の項第三号を次のように改める。

三 鳥獣被害対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部ぶちうまやまくち推進課の項第五号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同部農業振興課の項中第十九号を第二十号とし、第五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 地域登録検査機関の登録、指導及び監督に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部森林企画課の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 森林バイオマスの活用に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部漁港漁場整備課の項第二号中「修築、改良」を「整備」に改め、同項第四号中「高潮及び浸食対策」を「津波、高潮及び浸食対策」に改め、同表土木建築部の部都市計画課の項の次に次のように加える。

室進推アエフ化緑市都国全
一 全国都市緑化フェアの総合調整に関すること。 二 基本計画及び実施計画に関すること。 三 実行委員会に関すること。 四 広報に関すること。 五 行事、催事及び出展に関すること。 六 輸送及び交通に関すること。 七 施設の整備に関すること。 八 全国都市緑化祭に関すること。

第九条第一項の表土木建築部の部河川課の項第六号中「地盤変動及び高潮対策」を

「地盤変動、津波及び高潮対策」に改め、同部港湾課の項第二号中「修築、改良」を「整備」に改め、同項第四号中「高潮及び浸食対策」を「津波、高潮及び浸食対策」に改め、同部建築指導課の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性に係る判定等に関すること。

第九条第二項の表防災危機管理課の項の次に次のように加える。

課活生民県
消費生活センター
消費者行政及び物価行政に関すること。

第十二条第三項の表分室の項中「次長」を「次長 主幹」に、「主任」を「主任 主任主事」に改める。

第三章第一節第四款第一目から第八目までを削る。

第三章第一節第四款第一目を削る。

第四十六条の二を第四十四条とし、第四十六条の三を第四十五条とし、第四十六条の四を第四十六条とする。

第三章第一節第四款中第二目を第一目とし、第三目から第八目までを一目ずつ繰り上げる。

第四百四十四条及び第四百四十五条を次のように改める。

(所掌事務)

第四百四十四条 計量検定所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 計量器の検定及び検査に関すること。

二 計量器の製造、修理及び販売の事業の届出に関すること。

三 計量証明の事業の登録に関すること。

四 適正計量管理事業所等の指定に関すること。

五 計量思想の普及に関すること。

六 届出製造事業者等の指導及び監督に関すること。

第四百四十五条 削除

第三章第一節中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とする。

第二百四十九条の表柳井土木建築事務所の項中

「 工務第一課 」を

「工務第二課 工務第一班 工務第二班」に改め、同表宇部土木建築事務

所の項中 「工務第二課 工務第一班 工務第二班 工務第三課」を

「工務第二課 工務第一班 工務第二班」に改める。

第三章第一節第八款を同節第九款とする。

「第七十七條の表山口県柳井農林事務所の項中 事業第一課 事業第二課」を

「事業課」に改め、同表山口県山口農林事務所の項中「整備班」を「環境班」

に改める。

「第八十六條の表林業技術部の項中「緑化種苗課 林業研修室」を「林業研修室」に改める。

第三章第一節第七款を同節第八款とする。

第三章第一節第六款の次に次の一款を加える。

第七款 観光スポーツ文化部に属する出先機関

第一目 スポーツ交流まちづくり拠点施設

(名称及び位置)

第七十五條の五 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号)第一条の規定により設置されたスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
山口県立おのだサッカー交流公園		山陽小野田市	
山口県立下関武道館		下関市	
山口県スポーツ交流村		光市	

(業務) 第七十五條の六 スポーツ交流まちづくり拠点施設の業務は、次のとおりである。

- 一 スポーツ活動及び交流の機会に関する提供に提供すること。
- 二 スポーツ活動に関する相談及び情報提供に提供すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第七十五條の七 スポーツ交流まちづくり拠点施設の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- 三 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第五条の許可をすること。
- 四 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

第二目 美術館

(名称及び位置)

第七十五條の八 山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号)第一条の規定により設置された美術館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
山口県立美術館		山口市	
山口県立萩美術館・浦上記念館		萩市	

(分課)

第七十五條の九 山口県立美術館に次の課を置く。

- 学芸課
- 普及課
- 2 山口県立萩美術館・浦上記念館に学芸課を置く。

(分掌事務) 第七十五條の十 課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分 掌 事 務
学 芸 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 美術品等の収集、貸出し、保管及び展示に関すること（第七十五条の十二第一号に掲げるものを除く。）。</li> <li>二 収集美術品等の熟覧、模写、模造又は撮影の許可に関すること。</li> <li>三 美術品等に関する専門的及び技術的調査研究に関すること。</li> </ul>
普 及 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 美術その他の芸術に関する講演会、講習会、映画会、研究会等の開催に関すること（第七十五条の十二第二号に掲げるものを除く。）。</li> <li>二 利用者に対する指導、助言及び援助に関すること。</li> <li>三 解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成、配布等に関すること。</li> <li>四 美術その他の芸術に関する学校教育の支援に関すること。</li> <li>五 美術その他の芸術の普及に関すること。</li> </ul>

2 山口県立秋美術館・浦上記念館の学芸課は、前項に規定する分掌事務のほか、同項に規定する普及課の事務を分掌する。

(その他の所掌事務)

第七十五条の十一 美術館は、前条に規定する事務のほか、美術館の施設の使用の許可（次条第五号に掲げるものを除く。）に関する事務を所掌する。

(指定管理者による管理)

第七十五条の十二 美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 山口県立美術館条例第三条第一号に掲げる業務に関すること（美術品等の展示に附帯するものに限る。）。
- 二 山口県立美術館条例第三条第三号に掲げる業務に関すること（美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関するものを除く。）。
- 三 山口県立美術館条例第三条第四号に掲げる業務に関すること（生涯学習の支援に関することに限る。）。
- 四 山口県立美術館条例第三条第五号に掲げる業務に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- 五 山口県立美術館条例第八条の許可（同条第一号及び第二号に掲げる施設の使

用に係るものに限る。次号において同じ。）をすること。

六 山口県立美術館条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は同条例第八条の許可を取り消すこと。

七 施設及び設備の維持管理に関すること。

第三目 県民文化ホール

(名称及び位置)

第七十五条の十三 山口県民文化ホール条例（平成八年山口県条例第二号）第一条の規定により設置された県民文化ホールの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県民文化ホールいわくに	岩 国 市

(業務)

第七十五条の十四 県民文化ホールの業務は、次のとおりである。

- 一 文化活動その他の学習活動の機会の提供に関すること。
- 二 文化活動その他の学習活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文化の振興を図るために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第七十五条の十五 県民文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 山口県民文化ホール条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 山口県民文化ホール条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 山口県民文化ホール条例第六条の許可をすること。
- 五 山口県民文化ホール条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 六 施設及び設備の維持管理に関すること。

第四目 芸術村

(名称及び位置)

第七十五条の十六 山口県芸術村条例（平成十年山口県条例第二十三号）第一条の規定により設置された芸術村の名称及び位置は、次のとおりである。

名	秋吉台国際芸術村
位	美祢市

(業務)

第七十五条の十七 芸術村の業務は、次のとおりである。

- 一 芸術に関する創造的活動の機会の提供に関する事。
- 二 芸術に関する講習に関する事。
- 三 芸術に関する情報及び資料の収集及び提供に関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、芸術に係る人材の育成及び交流の促進に資するために必要な業務に関する事。

(指定管理者による管理)

第七十五条の十八 芸術村の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関する事。
- 二 山口県芸術村条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 山口県芸術村条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。
- 四 山口県芸術村条例第六条の許可をすること。
- 五 山口県芸術村条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 六 施設及び設備の維持管理に関する事。

第五目 県民芸術文化ホール

(名称及び位置)

第七十五条の十九 山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号)第一条の規定により設置された県民芸術文化ホールの名称及び位置は、次のとおりである。

名	山口県民芸術文化ホールながと
位	長門市

(業務)

第七十五条の二十 県民芸術文化ホールの業務は、次のとおりである。

- 一 芸術活動その他の文化活動の機会の提供に関する事。
- 二 芸術活動その他の文化活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、伝統的な芸能その他の芸術の振興を図るために必要な業務に関する事。

(指定管理者による管理)

第七十五条の二十一 県民芸術文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関する事。
- 二 山口県民芸術文化ホール条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 山口県民芸術文化ホール条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 山口県民芸術文化ホール条例第六条の許可をすること。
- 五 山口県民芸術文化ホール条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 六 施設及び設備の維持管理に関する事。

第三百一条第一号の表中

山口県公立大学 法人評価委員会	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事その他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	学事文 書課
山口県公益認定 等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第一項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	学事文 書課
山口県私立学校 審議会	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第九条の規定による同法によりその権限に属させられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	学事文 書課

を

山口県公益認定等審議会	山口県行政不服審査会	山口県私立学校審議会	山口県公立大学法人評価委員会
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第一項の規定による同法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定による同法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第九条の規定による同法によりその権限に属せられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に關することその他同法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務
学事文書課	学事文書課	学事文書課	学事文書課

山口県国民保護協議会	山口県防災会議
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の陳述に関する事務	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第二項の規定による防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における災害情報の収集並びに災害応急対策及び災害復旧に関する関係行政機関等相互間の連絡調整等並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項に規定する水防計画に関する調査審議に関する事務
防災危機管理課	消防保安課

に改め、同条第二号

山口県卸売市場審議会	山口県スポーツ推進審議会	山口県卸売市場審議会	山口県防災会議	山口県国民保護協議会
卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十一条第一項の規定による卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十一条第一項の規定による卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第二項の規定による防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における災害情報の収集並びに災害応急対策及び災害復旧に関する関係行政機関等相互間の連絡調整等並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項に規定する水防計画に関する調査審議に関する事務	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の陳述に関する事務
ぶちまやまぐち推課	スポーツ推進課	ぶちまやまぐち推課	防災危機管理課	防災危機管理課
農林水産部	観光スポーツ文化部	農林水産部		

に改め、同条

を

を削

第二号口②の表中

山口県文化芸術審議会	文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策についての建議に関する事務	興文化振課	部画企合総
------------	---	-------	-------

を削り、

山口県観光審議会	観光に関する重要事項についての調査及び審議並びに観光の振興に関する施策についての建議に関する事務	興観光振課	部 働 労 工 商
山口県労働審議会	労働者の福祉、雇用及び就業の促進並びに職業能力の開発に関する事項についての調査審議及び建議に関する事務	策労働政課	

を

山口県労働審議会	労働者の福祉、雇用及び就業の促進並びに職業能力の開発に関する事項についての調査審議及び建議に関する事務	策労働政課	部働労工商
山口県観光審議会	観光に関する重要事項についての調査及び審議並びに観光の振興に関する施策についての建議に関する事務	策観光政課	部 働 労 工 商
山口県文化芸術審議会	文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策についての建議に関する事務	興文化振課	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の表農林水産部の部ぶちうまやまぐち推進課の項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十八年三月三十一日印刷  
平成二十八年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事